

円借款案件【中間レビュー】 結果表

国名	インドネシア
案件名	小規模灌漑管理事業（５）

I. 案件概要

(1) L/A承諾額	8,967 百万円
(2) L/A調印日	2008/3/28
(3) 実施機関	公共事業省 (PU) 水資源総局 (DGWR)
(4) 事業概要	
<p>本事業は、インドネシア東部地域で15案件の灌漑サブ・プロジェクトを実施し、灌漑施設の改修・拡張、及び、維持管理体制整備を支援することにより、米の増産を図り、もって食糧安全保障に寄与するものである。</p>	

II. レビュー/モニタリング結果

(1) 課題・指摘の概要（事後モニタリングについては事後評価における指摘概要を記載）	
<p>中間レビューにおいて、①土地所有問題、②省庁間の調整問題、③住民による違法取水が指摘された。</p>	
(2) 対応結果/今後の対処方針/事業目標の達成見込み	
<p>サブ・プロジェクトサイトの内、工事が遅れている、ムベイ及びサンクブ・キリを訪問し、</p> <p>(1) 課題・指摘の概要に対し以下のとおり確認した。</p> <p>①土地所有問題 1970年ムベイ灌漑システム整備のため、先住民族はヌガダ県政府に土地を引き渡し、土地に係る権利を十分に有していない一方、1970年代後半の移住政策による移住者には一世帯当たり2haが与えられた。これを不平等であるとして、先住民族側から抗議運動が起き、灌漑水路建設工事は中断している。</p> <p>②省庁間の調整問題 2010年、当該事業の実施機関であるPUとの事前協議なしに、本事業による灌漑対象地域の約47%を製塩企業が利用するとの覚書が、工業大臣と海洋水産大臣立会いの下、東ヌサ・トゥンガラ、ナゲケオ県知事と豪州製塩企業間で締結されたもの。なお、現在まで上記の土地所有問題のため製塩業は進展せず。</p> <p>③住民による違法取水 三次水路の完成を待ちきれず、一次ないし二次水路から、住民により不法取水が行われた。</p> <p>土地所有問題については、2013年12月に就任したヌガダ県の新県知事が今後、解決に向けて取り組む意思を見せている。当初の事業計画では、本事業の灌漑対象地域は81,600haであったが、サンクブ・キリ(1,796ha)の追加や、その他サブ・プロジェクト対象地域の若干の拡大があったため、93,335haになった。当初の事業目標の達成は十分に見込まれるものの、ムベイ・サブ・プロジェクトについては、社会的問題を残しており、今後とも進捗を注視していく必要がある。</p>	
(3) 教訓	
<p>事業計画策定段階において、土地所有問題に関する当該地域の歴史的経緯の確認(移住政策の有無)、及び利害関係者間の前広な対話が必要である。</p>	